

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

令和 8 年（2026 年）5 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和 35 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表 1		別表 1	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
札幌市発寒南さくら児童会館	札幌市西区発寒 2 条 4 丁目	札幌市発寒南さくら児童会館	札幌市西区発寒 2 条 4 丁目
(略)	(略)	<u>札幌市琴似けやき児童会館</u>	<u>札幌市西区琴似 2 条 7 丁目</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他札幌市琴似けやき児童会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 札幌市琴似けやき児童会館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

(理由)

琴似小学校のミニ児童会館を児童会館に転換するため、本案を提出する。